

# CIF 契約の再考と BLOCKCHAIN

西 道 彦

## 目次

はじめに

第1章 CIF 契約の本質に関する過去の論争の経緯

第2章 BLOCKCHAIN の仕組みと BLOCKCHAIN 使用の e B/L

第3章 分割所有権移転理論と e B/L

## はじめに

現在、貿易取引においてコンテナ輸送を行う場合、トレード・タームズはコンテナ専用のトレード・タームズ（CIP 等）が使用されている。一方、コンテナにバラ収納できない大きな貨物や重い貨物は、バルクカーゴ（Bulk Cargo）と呼ばれ、具体的には穀物や原料、石炭、鉄鉱石など一船総積みのような貨物を指しているのであるが、このようなバルクカーゴの運送は、非常に取引量が大きく、在来船で輸送され、荷送人、荷受人間では、CIF などの伝統的なトレード・タームズが使用され、ペーパー船荷証券（Bill of Lading）が使用されている。

本稿では、上述したような大量の資源物の貿易取引を研究対象にして、CIF 契約における BLOCKCHAIN 活用の諸問題、とくに所有権移転問題を中心に考察する。考察に当たっては、まず CIF 契約の本質および特性を再考し、次に新しい技術である BLOCKCHAIN の仕組みおよび BLOCKCHAIN を使用した e B/L の課題を考察し、その上で分割所有権利益理論に基づいて、BLOCKCHAIN e B/L を使用した CIF 契約における所有権移転問題を考察する。

## 第1章 CIF 契約の本質に関する過去の論争の経緯

CIF 契約の本質に関して、かつて英国の法曹界で、この契約は本質的に貨物の売買契約であるか、または貨物を表象した書類の売買契約であるかという問題が論争

された。同時に、これはこの契約が積地売買であるか、または揚地売買であるかという問題に関連するものである。

CIF 契約においては、貨物ではなく貨物を表象する船積書類が売主から買主に引き渡され、代金決済もそれにしたがって行われるので、CIF 契約とは船積書類の売買契約であるとの解釈も存在している。

CIF 契約の本質を究明するにあたって、この契約の発祥地である英国の判例や成文法を中心として研究することが、その基本的性格や特異性を理解する上に極めて有効であると考えられる。本稿では、David M. Sassoon の *C.I.F.&F.O.B. Contracts (British Shipping Laws Vol.5, 1968)* をベースとして、同国における貿易係争の諸判例を検討し、C.I.F.契約の本質を考察してみたい。

CIF 契約は、書類の売買契約として認められるという提案は、1915年の Arnhold Karberg & Co. 対 Blythe, Green, Jourdain & Co. 事件における判事 Scrutton は、次のように主張したのである。「CIF 契約において生じる多くの困難に対する問題点は、CIF 契約は貨物の売買契約ではなくて、貨物に関する書類の売買である (a c.i. f. sale is not a sale of goods, but a sale of documents relating to goods) という基本的区別をしっかりと認識することである。この契約は、貨物が到着することを定めた契約ではなく、売買契約に合致した貨物を船積するという契約であり、別段の取決めがないかぎり、仕向地までの通常の運送契約を締結し、航海中のその貨物の通常の保険契約 (contract of insurance) を締結し、その契約代金の支払に対して、これらの船積書類を提供するという契約である。それから買主は、船主に対し運送契約の履行を要求しうる権利を有し、もし貨物が喪失あるいは損傷を受けたならば、買主は、保険契約のもとで損害に対して賠償を要求することができる。買主は、書類を買うのであって、貨物を買うのではない (He buys the documents, not the goods)。その保険および運送契約の条件のもとでは、買主は貨物に生じる損害に対して賠償を買うものではないかもしれない。このことは、売買契約のもとで、買主がいかなる書類によって権利付けられているかということに依存する。それゆえ、本件に関する問題は、概して船積書類の発送通知 (declaration) あるいは提供の時に貨物の状態がどうであるかということにあるのではなく、船積書類の提供の時にその書類が売買契約に合致しているかどうかということである。」<sup>(1)</sup>

CIF 契約は書類の売買契約であるという陳述は、とりわけ契約不履行に対する損害に関して問題が生じたときに、有効な表現である。しかし、CIF 契約は書類の売買であるという主張は、単なる一表現にすぎない。法律的解釈としては、この主張は、同一事件において、翌年、控訴院 (Court of Appel) で判事 Banks と判事 War-

rington によって明白な異議が唱えられた。そこでは、この契約は船積書類の引渡によって履行されるべき貨物売買に関する契約（a contract for the sale of goods to be performed by the delivery of documents）として判断が下された。<sup>(2)</sup>

判事 MaCadie は、この二つの見解に関して、1919年の Manbre Saccharine Co. 対 Corn Products Co. 事件の判例において、「この見解の相違は、単に修辭上の相違（difference of language）にすぎない。というのは CIF 契約における売主の義務は貨物の実際的引渡にあるのではなく、表象的引渡にあるから、貨物の引渡と言うよりは、むしろ船積書類の引渡と言った方が適切である」<sup>(3)</sup>と述べたので、この本質論は混乱を極め、見通しがつかなくなったのである。

しかしながらこの問題は、1920年の Johnson 対 Taylor Bros. & Co. 事件の控訴事件における判事 Atkinson の判断によって、やはり本質的には貨物の売買契約であるという説に決定され、この本質論争は、これでどうにか決着したかに見えた。ところが1924年の Malmberg 対 H.J.Evans & Co. 事件において、判事 Scrutton が、再び「CIF 契約は、貨物の売買契約であるか、書類の売買契約であるか、たぶん単に修辭上の問題であるにすぎないことを論議する必要はない。」<sup>(4)</sup>と MaCadie と同じ見解を明らかにしたので、この本質論に関する論争は、再び解決の見込みが立たなくなったのである。

しかしこのことは単なる修辭上の問題であろうとなかろうと、CIF 契約は、相互にまったく性質の異なる二つの義務を売主に負担させることは疑う余地がない。その一つは貨物に関するものであり、他方は書類に関連するものである。判事 Devlin は、1954年の Kwai Tek Chao 対 British Traders and Shippers Ltd. 事件において次のように述べている。

「CIF 契約は、売主に多くの義務を課す。その一部は貨物に関するものであり、またその一部は書類に関するものである。貨物に関して、売主は契約記載の貨物を指定された船積港で船積しなければならない。また書類に関して、売主は船積書類を買主に発送しなければならない。しかしこれらの書類は、契約と一致していなければならない。もし売主が一つの契約違反をすれば、それはある意味でその他の違反を惹き起こすことがある。そこにおいては、契約違反は同一の行為から出る。たとえば仮に船積遅延（late shipment）があれば……売主は契約記載の貨物を所定の期限に船積しなかった。……売主はまた契約に合致した船荷証券の提供を不可能にした。……このように同一の行為が、二つの別個の義務に関する二重の違反を惹き起こすのである。」<sup>(5)</sup>

CIF 契約の問題点は、その本質がまず現物の引渡しであるか、あるいは書類の引

渡を停止条件（condition precedent）とするものであるかの点であるが、この点に関しては、過去における二つの問題に係わる判例の経緯からみても解釈が区々である。

Warsaw-Oxford Rules は、その第17条において、「契約に定めた書類の貨物が、それぞれの場合に応じて、船積されまたは運送人の保管に引き渡されて、適当な書類が取得されたならば、その書類提供時にその貨物が滅失または損傷していたとしても、売主はかかる書類を有効に提供することができる。ただし売主が、売買契約の締結時に、かかる滅失または損傷を知っていた場合はこの限りではない。」かつ第18条第1項では、「正規の書類が提供された時は、買主はこれらの書類を受領し、かつ売買契約の条項に従って代金を支払う義務を負う。……」<sup>6)</sup>と規定していることから、書類引渡を究極的な対象とする契約（停止条件）と考えているようである。たしかに現在においては、船積書類（その中核は船荷証券である）は、貨物の引渡請求権を化体した流通有価証券としての地位を占め、それ自身一個の独立的な取引対象と考えられるからである。

次に議論を要する問題としては、CIF 契約が積地売買であるか、揚地売買かということである。CIF 契約を書類提供を停止条件とする契約と見るならば、書類提供の場所が通常買主の住所または営業所（place of business）とされる以上、この契約は揚地売買ということになる。

しかしながら CIF 契約の本質を貨物の売買契約と見るならば、貨物が船積地において船積されることによって、契約は履行されたこととなり、貨物に生ずべき危険負担も買主に移転することにより、積地売買と考えられる。

このように CIF 契約の独特の性質により、本質論争を惹起し、本質論が混迷しているが、この CIF 契約における売主と買主の義務は明白である。すでに述べたように、CIF 契約においては、売主は貨物自体を船積し、貨物を表象する書類の引渡をしなければならない。買主は貨物が到着するまで代金の支払を延期する権利はなく、したがって特約がない限り、船積書類と引換えに代金の支払いをなすことを原則としている。

CIF 契約が積地売買であるか、揚地売買であるかという問題は、さらに第3章で分割所有権利益理論（Theory of Divided Property Interest）の観点から再考して見たい。

## 第2章 BLOCKCHAIN の仕組みと BLOCKCHAIN 使用の e B/L

BLOCKCHAIN 技術は、仮想通貨(暗号通貨)の基盤をなす技術であり、FinTech の基幹技術である。現在、この BLOCKCHAIN 技術を貿易金融に適用する試みが進行している。

この章では、BLOCKCHAIN の仕組みを考察し、BLOCKCHAIN における所有権移転を考えていきたい。

Bitcoin に関する論文が初めて2009年に Satoshi Nakamoto 氏によって“*Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System*”と題して公開された。<sup>(7)</sup>

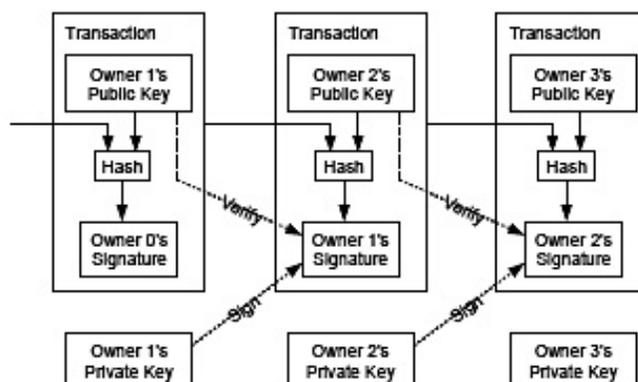
そこでこの Satoshi Nakamoto 氏の論文に基づき主要な BLOCKCHAIN の仕組みを紹介する。

このネットワークは、各取引 (transactions) をハッシュベース (hash-based) のプルーフ・オブ・ワーク (proof-of-work) の継続的なチェーン上にハッシュ化することでタイムスタンプ (timestamp) を施す。これによってプルーフ・オブ・ワークを再度行わない限り、変更不可能な履歴 (record) を生成する。最長のチェーンは、一連の取引履歴を証明するだけでなく、それが CPU パワー (CPU power) の最大のプール (pool) から生成されたものであることを証明する。<sup>(8)</sup>

一つの電子コイン (electronic coin) は、デジタル署名 (digital signatures) のチェーンと定義される。電子コインの各所有者 (owner) は、直前の取引のハッシュ (hash) と次の所有者の公開鍵 (public key) をデジタル署名でコインの最後に付け加えることによって電子コインを次の所有者に転送する。受取人 (payee) は、一連の署名を検証する (verify) ことで過去の所有権 (ownership) を検証できる。<sup>(9)</sup>

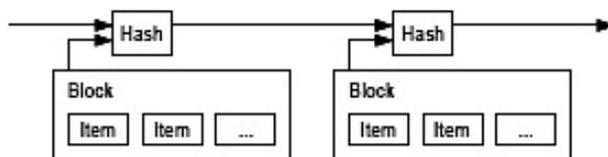
上記のようなプロセスを経て、BLOCKCHAIN においては、電子コインの所有

図1. Transactions



(出所) Satoshi Nakamoto, “Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System”, [www.bitcoin.org](http://www.bitcoin.org), p.2.

図2. Timestamp Server



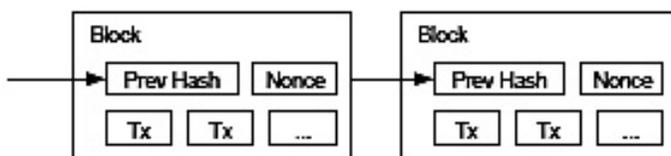
(出所) Satoshi Nakamoto, "Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System", [www.bitcoin.org](http://www.bitcoin.org), p.2.

権が移転していることが分かる。

タイムスタンプ・サーバー (timestamp server) は、タイムスタンプされる複数のアイテム (items) を構成するブロック (block) をハッシュとして処理し、そのハッシュをニューズペーパー (newspaper) やユースネット・ポスト (usenet post) [2-5] のように広く公開する。タイムスタンプは、そのデータがタイムスタンプされた時点でハッシュ化されるために存在していたことが証明される。各タイムスタンプは、そのハッシュの中に直前のタイムスタンプを包含していくことで、チェーンを形成し、タイムスタンプを施す度に一つ前のタイムスタンプを補強していく (reinforcing) のである。<sup>(10)</sup>

P2P ベース (peer-to-peer basis) で分散型 (distributed) タイムスタンプ・サーバーを実行するためには、ニューズペーパー (newspaper) やユースネット・ポスト (usenet post) というよりは Adam Back のハッシュキャッシュ (Hashcash) [6] と同様のプルーフ・オブ・ワーク (proof-of-work) を使用する必要がある。プルーフ・オブ・ワークには、SHA-256のようにハッシュ化された時に、相当数のゼロビット (zero bits) で始まるハッシュ値を発見すること (scanning) が包含される。要求される平均計算作業 (average work) は、必要なゼロビットで始まる数の指数関数 (exponential) である一方、単一のハッシュ関数 (single hash) の計算で検証される。本論文のタイムスタンプ・ネットワークでは、ブロックのハッシュ (block's hash) に対して必要なゼロビットの値が発見されるまで、ブロック内のナンス (nonce) の値を変化させることによってプルーフ・オブ・ワークを実現している。一度 CPU エフォート (effort) がプルーフ・オブ・ワークを満たすため

図3. Proof-of-Work



(出所) Satoshi Nakamoto, "Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System", [www.bitcoin.org](http://www.bitcoin.org), p.3.

に投入されると、この計算作業を再度行わない限り、そのブロックを変更することはできない。後方のブロックもチェーン化されて連鎖していくので、当該ブロックを変更しようとする場合には、その後のすべてのブロックの書き換えが必要となる。<sup>(11)</sup>

現在のインターネット上の商取引 (commerce) は、ほとんど例外なく電子取引を処理する信用における第三者機関 (trusted third parties) である金融機関に依存している。<sup>(12)</sup>

一方、この論文は、時系列取引 (chronological order of transactions) の計算に基づいた証明 (computational proof) を生成するために、P2P分散型タイムスタンプ・サーバーを使用して、二重支払い (double-spending) 問題の解決策を提案している。<sup>(13)</sup>

最近、この Bitcoin などの仮想通貨の基盤である BLOCKCHAIN 技術を採用し、貿易金融のための業務システムをつなぐ通信基盤を BLOCKCHAIN にして、BLOCKCHAIN 経由で書類のやり取りをして、信頼性の確保と電子化による手続きの簡素化・迅速化を図る実証実験が、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) で実施されている。<sup>(14)</sup>

貿易業務システムをつなぐ通信基盤をブロックチェーンにすることによって、貿易関係当事者 (各企業) が、BLOCKCHAIN に情報を書き込めば、BLOCKCHAIN の上述した仕組みに基づき、関係先に情報 (eB/L 情報等) が伝達される。

本稿では、BLOCKCHAIN を使用した eB/L を研究対象としている。上述したようにこの eB/L は、耐改ざん性によりペーパー B/L と同等の機能を有すると考えられるが、現行法上では、船荷証券 (B/L) は書面 (ペーパー) が要求されている。貿易取引分野では法律がデジタル化に対応しておらず、早急な法整備により、eB/L がペーパー B/L と同等に法的に裏付けられる必要がある。

この eB/L を法的に原本と見做すいわゆる船荷証券 (B/L) の電子化の動きについては、UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law : 国連国際取引法委員会) の「ロッテルダム・ルールズ (Rotterdam Rules)」と称される運送条約 (Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea : 「その全部又は一部が海上運送である国際物品運送条約に関する条約」) が2008年12月の国連総会で条約として承認され、2009年9月ロッテルダムで署名式が行われた。

この運送条約では電子的運送記録 (electronic transport record) という概念が定められている。<sup>(15)</sup>

しかしながら2019年3月現在、署名国は25ヶ国となっているが、条約の発効には20ヶ国以上の批准（または受諾、承認、加盟）が必要であり、現在は僅か4ヶ国が批准しているにすぎない。<sup>(16)</sup>未だに発効していない状況である。

### 第3章 分割所有権移転理論と e B/L

CIF 契約における所有権移転問題を考える場合に、所有権を一個不可分なものとする説に対して、所有権は不可分ではなく、所有権の内容が分割して移転するという説がある。この説は分割所有権利益理論（Theory of Divided Property Interest）と呼ばれている。

この所有権の分有理論は、Vold によって明確に説明されている。Vold は、「個々の取引の条件において、ある一定の動産 (chattel) の財産利益 (property interests) は、数人の当事者間で分割される。」<sup>(17)</sup>と述べて、さらに「権限 (title) が単に代金回収上の保全のために、ある人によって保持されるような売買を取決めた場合には、買主は、受益利益所有者 (beneficial owner) となる。買主は、売主または金融機関が担保利益 (security interest) を保有することを条件として受益利益 (beneficial interest) を持つ」と、所有権分有という考え方を端的に展開している。<sup>(18)</sup>

この分割所有権利益理論は、所有権 (property) を受益利益 (beneficial interest) と担保利益 (security interest) に分けて把握していると解釈される。受益利益は物品に対する完全な支配権と解され、物品の物理的な引渡しによって買主に移転する。一方、担保利益は、質権、抵当権等のような一時的、部分的、制限的な支配権と解され、売主は代金の支払いを受けるまでは物品について担保利益を持つと考えられる。

この分割所有権利益理論に基づいて、BLOCKCHAIN e B/L を使用した CIF 契約における所有権移転問題を考察する。

BLOCKCHAIN を使用した e B/L がペーパー B/L と同様に法的に原本と認められれば、CIF 契約においては、BLOCKCHAIN を使用した e B/L に基づいて表象的引渡が行われることになる。

CIF 契約を積地売買と考え、売主が船会社から取得した BLOCKCHAIN を使用した e B/L の発行形式が、売主の指図式 B/L の場合は、売主は担保利益を留保したと解釈される。それゆえ物品の船積と同時に受益利益は買主に移転するが、売主は買主がこの e B/L と引換えに代金支払を行うまで物品の船積後も担保利益を有する。その後、買主がこの e B/L に対して代金を支払えば売主の担保利益は消滅

し、この時点で買主は完全な所有権を取得することになろう。

## 注

- (1) Arnhold Karberg & Co. v. Blythe, Green, Jourdain & Co. (1915) 2K.B.379 at P.388; (1916) 1K. B.495 (C.A.) (Sassoon, Ibid, P.22)
- (2) (1916) 1K.B.495 at PP.510, 514 (Sassoon, Ibid, P.22)
- (3) Manbre Saccharine Co. v. Corn Products Co. (1919) 1K.B.198 at P.203 (Sassoon, Ibid, P.24)
- (4) Malmberg v. H. J. Evans & Co. (1924) 30 Com. Cas.107 at P.112 (Sassoon, Ibid, P.24)
- (5) Kwei Tek Chao v. British Traders and Shippers Ltd. (1954) 2 Q.B.459, 480 (Sassoon, Ibid, P.24)
- (6) International Law Association, *Warsaw-Oxford Rules for C.I.F. Contract*, §17, 18(1).
- (7) Satoshi Nakamoto, *Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System*, [www.bitcoin.org](http://www.bitcoin.org).  
和訳については Bitcoin.org (<https://bitcoin.org/en/bitcoin-paper>) および Coincheck (<https://coincheck.blog/292>) に翻訳が公開されており、参照している。
- (8) Satoshi Nakamoto, *Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System*, P.1.
- (9) Satoshi Nakamoto, *Ibit.*, P.2.
- (10) Satoshi Nakamoto, *Ibit.*, P.2.
- (11) Satoshi Nakamoto, *Ibit.*, P.3.
- (12) Satoshi Nakamoto, *Ibit.*, P.1.
- (13) Satoshi Nakamoto, *Ibit.*, P.1.
- (14) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、「IoT を活用した新産業モデル創出基盤整備事業」平成29年度～平成30年度。
- (15) UNCITRAL, *Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea*, 11 December 2008, Article 1-18.
- (16) United Nations (<https://treaties.un.org/>)
- (17) L. Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3<sup>rd</sup> Edition, St. Paul, 1960, P.130.  
新堀聰著『貿易売買』同文館、1998年、99頁。
- (18) Vold, *Ibid.*, at 4.

## 参考文献

- David M. Sassoon, *C.I.F. & F.O.B. Contracts*, British Shipping Laws Vol.5, 1968.  
 Kennedy, A.R. *Contracts of Sale C.I.F.*, 3<sup>rd</sup>, 1959.  
 L. Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3<sup>rd</sup> Edition, St. Paul, 1960.  
 Satoshi Nakamoto, *Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System*, [www.bitcoin.org](http://www.bitcoin.org).  
 伊澤孝平著『商業信用状論』有斐閣、1946年  
 上坂西三著『貿易慣習の研究』千倉書房、1950年  
 上坂西三著『貿易慣習』東洋経済新報社、1962年  
 小町谷操三著『海上売買法の発展』日本評論社、1950年  
 高橋正彦著『貿易契約の法理』同文館、1964年  
 中井省三著『貿易取引論』同文館、1950年  
 新堀聰著『貿易売買』同文館、1998年  
 United Nations (<https://treaties.un.org/>)